

期 間： 令和5年3月27日（月） 午後4時30分より

場 所： 真鶴町民センター 第2会議室

出 席 者： 瀬瀬 教育長、瀧本 委員（教育長職務代理者）、
草柳 委員、松野 委員、岡田 委員
小野 教育課長、水野 学校教育専任課長兼指導主事、
大竹 課長補佐兼社会教育係長、青木 教育総務係長、
書記：小澤 主任主事

欠 席 者： なし

傍 聴 者： なし

議事

1 教育長のあいさつ

2 議題

協議事項

- ~~（1）真鶴町スポーツ全国大会等出場奨励金交付要綱の制定について~~
- （2）真鶴町重要伝統文化行事保護奨励交付金要綱の制定について
- （3）真鶴町重要伝統文化行事保護規則の一部改正について
- （4）真鶴町学校教育あり方検討会設置規則の廃止について
- （5）真鶴町学校建設準備委員会設置規則の制定について
- （6）真鶴町中学生世帯支援交付金支給要綱の制定について
- （7）真鶴町教育委員会個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定について
- （8）真鶴町立小・中学校教職員及び真鶴町教育委員会関係人事について

3 報告事項

- 学校教育関係について
- 社会教育・生涯学習関係について

瀬瀬教育長： それでは定刻となりました。ただいまの出席者数は5名でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定める定足数に達しておりますので、これより令和4年度真鶴町教育委員会3月定例会を開会いたします。よろしくお願いいたします。
改めまして、皆さんこんにちは。

全委員： こんにちは。

瀬瀬教育長： 年度末の本当に忙しい中、出席をしていただきましてありがとうございます。これで1年が終わるということで、本当にあっという間の1年でした。1年間、自分自身を振り返って「すぐ終わったな。」というのと、不慣れなままでの教育長と。皆さんにもいろいろとご心配を、今も当然あると思いますが、本当に委員の皆さんに支えられて1年間できたかなと思っております。本当に感謝を申し上げます。

前にも教員不足の話を少しさせてもらいましたが、2日くらいの新聞で県も7年度の採用から、大学からの推薦があつてですが、大学3年生の間に合格を出してしまうということです。政令市に合わせて早い形で決定をするということで、これからの教員の人材不足をどう補うか。逆に言えば、これから更に熾烈になるなと感じています。また、同日の新聞を見ますと、昨年度の文部科学省の発表で、精神疾患で休職をしている職員の数も6,000人弱で過去最多の休職者数だと。それも若い世代、20代を中心に休職が増えていると新聞に出ていました。教育委員会は「本当に先生たちや学校をとにかくサポートする」という立場で、これからもやっていきたいと思っておりますので、またご協力をよろしくお願いいたします。今日は協議事項がたくさんございますので、早速入っていききたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは協議事項（1）真鶴町スポーツ全国大会等出場奨励金交付要綱の制定について、事務局から説明をお願いします。

大竹係長： はい。皆さんこんにちは。今回、協議事項の1番に挙げております『真鶴町スポーツ全国大会等出場奨励金交付要綱の制定について』、事務作業を進めておりましたが、制度設計なおかつ文言の整理等をもう少し詳細を詰めた方がいいことが判明いたしました。議案として挙げる予定でしたが、大変申し訳ございません。取り下げさせていただきますたく、この場を借りて申し上げます。よろしくお願いいたします。

瀬瀬教育長： よろしいでしょうか。次回以降、資料が整った段階でまた皆さんにお諮りしたいと思います。

では続きまして、（2）真鶴町重要伝統文化行事保護奨励交付金要綱の制定についてと、次の（3）真鶴町重要伝統文化行事保護規則の一部改正について関連しておりますので、一括審議にしたいと思います。事務局から（2）（3）、続けて説明をお願いいたします。

大竹係長： はい。それでは『真鶴町重要伝統文化行事保護奨励交付金交付要綱』について、説

明をいたします。資料1をご覧ください。この要綱は、創始、始まりや沿革、歴史が不明確で町重要文化財に指定できない地域に根付いた伝統行事を保護するため、その行事を町の伝統文化行事に指定し、交付金を支出することで、その行事の保存また行事に使用される物品の補修あるいは、伝承者の育成といった部分で財政支援を行っております。交付金を支出するにあたり、交付要綱を定めておく必要があることから今回議案として上程させていただきました。

まず、要綱制定の趣旨で第1条。この要綱は、町の重要伝統文化行事に指定された各行事の保存管理及び奨励、運営に関し、必要な措置を講じ、もって町民の文化福祉の向上に資するため、予算の範囲内で重要伝統文化行事保護奨励交付金を交付することについて、必要な事項を定めるものとしております。続きまして、交付対象で第2条。交付金の対象は、真鶴町重要伝統文化行事保護規則において重要伝統文化行事に指定された行事とすると規定いたしております。交付対象者で第3条。交付金の交付対象者は、事業の実施団体としております。交付金について第4条。町は予算の範囲内において、実施団体（者）に対し、規則第8条に基づいて交付金を交付することができると規定しております。交付条件について第5条。実施団体（者）は、規則に定められた事項を遵守し、行事の適切な保存並びに維持管理及び奨励に努めなければならないとしております。交付金の使途について第6条。交付金は、保存、補修、伝承者の育成及び事業実施に要するすべての経費に充てるものとする。また、必要な経費の一部に充当する場合のいずれでも可とすると定めております。交付金の返還について第7条。町長は、実施団体（者）が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付金の全部又は一部を返還させるものとする規定しており、3つの号を定めております。第1号として、実施団体（者）が第3条に規定する交付対象者でなくなったとき。第2号として、実施団体（者）が第5条に規定する交付条件に違反したとき。第3号として、補助対象事業が予定の期間に完了しない場合、又は荒天、その他の事情によりその遂行が困難なものとなった場合と定めております。最後に附則として、この要綱は、公布の日から施行すると規定させていただいております。

続いて関連いたしますので、協議事項3番『真鶴町重要伝統文化行事保護規則の一部改正について』説明させていただきます。資料2の2枚目をご覧ください。新旧対照表になっています。この規則は先ほども申したとおり、創始、始まりや沿革、歴史が不明確で町重要文化財に指定できない地域に根付いた伝統文化行事の保護を目的に定めたものです。財政支援を予算科目上は「交付金」。また、事務処理上も「交付金」として取り扱ってございましたが、規則上は「補助金」と定めており、事務処理と規則に齟齬が生じていることから、事務処理の現状に合わせる形で規則の一部を改正するものです。新旧対照表にありますとおり、規則第8条第1項の文中「、補助金」を「、交付金」に改めるものです。説明については簡単ではありますが、以上でございます。ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

瀬戸教育長：

はい。ありがとうございます。それでは質疑に入りたいと思います。ただ今の説明について何かご意見ご質問はありますでしょうか。

- 瀧本委員： はい。
- 瀬瀬教育長： はい。お願いします。
- 瀧本委員： 資料1の第7条の「交付金の全部又は一部を返還させるもの」として、(3)で「荒天等で実施できなかった場合」が一部返還になると思いますが、どこの一部を返還させるのかは、最終的に事業者が判断する感じですか。
- 大竹係長： よろしいでしょうか。この交付金を交付するにあたり、「事業計画」と「予算書」を提出していただいております。事業が完了した時に「事業報告書」と「決算書」を提出していただき、それを審査して返還の計画を決める形になると考えています。
- 瀬瀬教育長： よろしいですか。
- 瀧本委員： 最近、マラソン大会などは保険に入って、返金をその保険から出すというシステムも出てきているので。そうすると保険会社がやってくれるので楽になるかなと。
- 大竹係長： ありがとうございます。
- 瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
- 松野委員： はい。
- 瀬瀬教育長： はい。お願いします。
- 松野委員： この対象の交付団体というのは、現状でどのくらいありますか。また、交付団体ごとによって、交付金の額は変わってくるのでしょうか。その辺をお願いします。
- 大竹係長： 今、重要伝統文化行事に指定されている事業といたしましては、「^{ちご}兒子神社の例大祭」。通称、兒子祭りといわれるもの。例年8月に行われます「岩海岸の灯籠流し」。年が明けて、成人の日に合わせて行われる「どんど焼き」。この3つの事業がそれぞれ運営委員会あるいは実行委員会を持っておりまして、その団体に交付しております。事業規模、予算規模に応じて額が変わっていきまして、兒子祭りにつきましては、予算上ですと600,000円の範囲内。どんど焼きにつきましては100,000円の範囲内。岩海岸の灯籠流しは200,000円の予算範囲内で支出させていただいております。
- 瀬瀬教育長： はい。他にいかがでしょうか。よろしいですか。それでは質疑を終了ということで挙手により採決をしたいと思います。採決の方は順に行いたいと思います。まず、

(2) 真鶴町重要伝統文化行事保護奨励交付金要綱の制定について、ご賛同していただける委員の方は挙手をもってお願いをいたします。

全委員： (全員挙手)

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。全員賛成で本案は原案のとおり決定いたしました。続いて(3) 真鶴町重要伝統文化行事保護規則の一部改正について、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

全委員： (全員挙手)

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。全員賛成で原案のとおり決定いたしました。では続きまして、(4) と (5)。これも関連しておりますので一括審議としたいと思います。(4) 真鶴町学校教育あり方検討会設置規則の廃止について、(5) 真鶴町学校建設準備委員会設置規則の制定について。ではまず、説明を事務局からお願いします。

青木係長： はい。よろしくお願いいたします。まず、資料3をお手元にご用意ください。令和4年7月に学校教育あり方検討会があり、「新たな学校づくりに向けた提言」がなされ、今後は真鶴町学校建設準備委員会にて、真鶴町立小中学校の施設整備等の具体的な検討を進めていくために資料3、4併せて一度にご説明させていただきます。

まず、資料3『真鶴町学校教育あり方検討会設置規則を廃止する規則』。こちらは昨年会議が全て終了し、提言も出されましたので規則を廃止するものでございます。附則として、この規則は、令和5年4月1日から施行する。

続きまして、資料4をご覧ください。学校あり方検討会廃止に伴い、令和5年度からは『真鶴町学校建設準備委員会』として、今後のことを検討してまいります。趣旨としまして第1条。この規則は、真鶴町立小中学校等の施設の整備等の具体的な検討を進めるため、学校建設準備委員会（以下「委員会」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとします。所掌事務で第2条。委員会は、次に掲げる事項の調査及び検討を行う。第1号 学校施設の建設及び多機能化等に関すること。こちらにつきましましては、どちらかといえばハード面。建物等について考えております。第2号 学校教育の組織に関すること。こちらについては、逆にソフト面をイメージしております。第3号 その他委員会の目的達成に必要なことです。組織として第3条。委員会は、委員20人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。第1号から第6号まで、今は想定で15、6名となっておりますが、20人以内を想定しております。第4条として委員の任期ですが、2年以内とし、再任は妨げない。ただし、特定の職により委嘱された委員の任期は、当該職にある期間内とします。委員長及び副委員長で第5条。委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。第2項 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。第3項 委員長は、委員会を代表し、会務を総

括する。第4項 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。会議として第6条。委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、議長となります。部会として第7条。委員長が必要があると認めるときは、委員会の過半数の合意を得て、部会を設置することができる。意見の聴取として第8条。委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。委員会の公開等で第9条。委員会は、会議を公開する。ただし、委員長の発議により、出席委員の半数以上の多数で議決したときは、委員会を公開しないことができる。裏面をご覧ください。庶務として第10条。委員会の庶務は、教育課において処理をします。委任で第11条。この規則に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会に諮って定めるものとします。附則として、この規則は、令和5年4月1日から施行します。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いします。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。では（4）と（5）について、まとめて質疑を取りたいと思います。何かございましたらお願いします。

瀧本委員： はい。

瀬瀬教育長： はい。お願いします。

瀧本委員： 現状からすると、第2条の（1）校舎建設と多機能化。教育分野だけではなくて、福祉なども関わることが考えられます。学校教育の組織については、教育課の方で教育長中心にやっていかれるということで、それ以外のものは各課だと思います。それで考えた時に、第3条の中で「副町長」が今はいないではないですか。これのままでいくと、教育長が委員長になってしまうのではないかなと思います。それで第10条についても「教育課が庶務を行う」ということで、教育委員会に全てが振られてくる可能性があるのではないかな。この「校舎建設を中心に」などの部分については、それは違うのではないかなと。ぜひ先の見通しを持って委員会のメンバーを決めてほしいので、教育長が委員長をやるような組織にはなってほしくないと思います。多分、副町長がいれば、副町長が委員長になると思いますが。もし今いない状態だとしたら、「副町長」の所に「町長又は副町長」とどちらかが入る形で入れてもらって、副町長がいなかったならば町長が委員会の委員長をやるという組織にしてもらわないと、教育長が全て、教育委員会が全て責任を持ってやっていくのはかなり困難になるのではないかなと思うので、私は賛成できません。

瀬瀬教育長： 一応構想としては、副町長は今不在ですが、副町長も教育長も委員長にはならないように持っていこうとは思っております。進行が本当にやりづらくなりますので、全くの第三者的な立場で回してもらおう人。だから、委員長、副委員長はどちらも委員の互選で入ってもらおうというふうにさせていただいております。公募は4月の広報に出

ます。何人挙がってくるか分からないですが、公募枠は2人で考えています。公募枠が固まらないと各種団体からの推薦も、あまり先走ってしまうといけないので、公募がある程度目処がついたところで各団体の方に接触をしようかと思います。

松野委員： これはいつまでやるのですか。

瀬瀬教育長： 6月に初めまして、最低2年間。協議事項がもう少し長引くようでしたら、もう1年度分ぐらい増やすかもしれません。この準備委員会の中で「校舎を建てる上での構想や想い」を皆さんからいただいて、それを整理したものを最終的には完成案として出し、それを次の基本設計に繋げていくつもりでおります。

松野委員： 僕はすぐ後ろを考えてしまいますけど。いつ建物を作り始めるのか。その前段階として後ろから計算して行って、「準備委員会はこの辺ですよ。この辺ですよ。」というスパン、将来の設計的なものはありますか。

瀬瀬教育長： 準備委員会を2年間。スムーズにいけば7年度に基本設計、8年度に実施設計というものが建物を立てる時にあるらしいので、それを行って、9年度から3年間かけて作り始める。2年半くらいでできないと困りますが。令和12年度、校名は分かりませんが、新学校がスタートするというのがトントン拍子で進んだケースです。

松野委員： 7年度ですか。

瀬瀬教育長： そうです。意外に無いのです。他に何かご質問等ありますか。

松野委員： 先ほどの瀧本先生の話もあったように、複合的な施設にした時にいろいろな部署が入ってくるのですね。きっと。福祉関係等も入ってくる可能性もあるとなると、そういう役場の部署の方も入るのですか。どうですか。

青木係長： 今年度、『新たな学校づくり庁内検討委員会』を役場の庁舎内で教育課が主になり、財務課、福祉課、政策推進課、総務防災課等、必要な課の人たちで話をしています。この間、最後の会議が終わりましたが、その中でこの新たな準備委員会の中でも、必要な課の人間については、必要に応じて、教育長が認めるときは出席を求め、説明・意見を聞くことができると第8条に謳ってありますので、参加して話に来ていただくのは可能だと思います。

松野委員： その辺りは臨機応変にできるようになっているわけですか。

瀬瀬教育長： そうですね。準備委員会の中に入れてしまうとかなり膨れ上がってしまうので。必要な人間ばかりになってしまうので、事務局の方に臨機応変に入れて、必要に応じて

参加して答えてもらうスタイルにしようと思います。いいでしょうか。それでは挙手によって採決に移りたいと思います。では、（４）から順にいきます。（４）真鶴町学校教育あり方検討会設置規則の廃止について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員： （全員挙手）

瀬瀬教育長： ありがとうございます。全員賛成ということで原案のとおり可決しました。続いて（５）真鶴町学校建設準備委員会設置規則の制定について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員： （挙手）

瀬瀬教育長： ありがとうございます。賛成多数で原案のとおり決定したので、よろしくお願ひしたいと思います。瀧本委員に満足できるような組織にしていきたいと思いますので、その時はぜひご参加いただければと思います。

瀧本委員： ただ、ただ心配しているだけです。

瀬瀬教育長： 全部がこちらに来ないように、そこは考えていきたいと思います。
では、協議事項（６）へ移ります。真鶴町中学生世帯支援交付金支給要綱の制定について。事務局、説明をお願いします。

青木係長： はい。それでは資料５をご覧ください。『真鶴町中学生世帯支援交付金支給要綱』となります。まず目的としまして第１条。この要綱は、コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響が長期化していることから、その影響に直面する中学生がいる世帯に対して経済支援を実施することを目的といたしております。交付対象者としましては第２条。交付金の支給対象者となる者（以下「交付対象者」という。）は、令和５年４月１日現在において真鶴町に住所を有する中学生の生徒を養育している保護者とする。基準日は４月１日となります。第２項として、前項の規定にかかわらず、令和５年４月２日から令和６年３月１日までに転入した中学生の生徒を養育している保護者である場合は、支給対象者とする。基準日は４月１日となりますが、のちに転入された方も対象となります。第３項としまして、第１項及び第２項の規定にかかわらず、生活保護法第１３条に規定する教育扶助の支給を受けているときは、交付金の支給を受けることができない。交付金の額といたしまして第３条。交付金の額は、生徒１人につき年額３６,０００円とする。ただし転入等により在籍した場合は在籍した月から月割計算によって支給し、転出等によって除籍となった場合はその月まで月割計算により支給する。こちらが一月３,０００円。１２か月で年額３６,０００円とさせていただいております。これを簡単に申しますと、月の途中で転入した場合、入ってきた月が該当します。転出する方についても、出ていった月は該当。お金は支払われることになりま

す。交付金の申請としまして第4条。交付金の支給を受けようとする交付対象者は、真鶴町中学生世帯支援交付金申請書（第1号様式）により真鶴町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請するものとする。交付金の決定で第5条。教育委員会は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、真鶴町中学生世帯支援交付金支給決定（却下）通知書（第2号様式）により支給の可否を通知するものとする。支給方法としましては第6条。真鶴町中学生世帯支援交付金の支給は、指定された口座に振り込みの方法により支給します。委任で第7条。この要綱に定めるもののほか、交付金の支給に関し必要な事項は、教育委員会が別に定めます。附則として、この告示は、令和5年3月28日から施行し、令和6年3月31日限り、その効力を失う。こちら4月1日ではなく3月28日としている理由としましては、お金はコロナ臨時交付金を活用させていただいております。先日の3月議会の中で、差圧補正でこちらを計上させていただいて、繰り越しをして令和5年度に実施させていただく予定であります。様式が2枚目、3枚目にあるとおりとなっております。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いします。

瀬戸教育長： はい。ありがとうございます。ただいまの説明について何かご質問ご意見があればお願いいたします。

瀧本委員： はい。

瀬戸教育長： はい。お願いします。

瀧本委員： 目的としてはコロナで影響を受けて、経済的な支援が必要だということだと思います。ただ、2条の3で「生活保護の所は交付金を受けることができない。」ですね。これを生活保護の家庭にも支給が行われるような方法にしていけないといけないかな、できないかなと思いますけど。

瀬戸教育長： その辺はいかがですか。

青木係長： 生活保護に関しましては、入学祝金などもそうですが、収入とみなされてしまうので、ここは調整してあります。

瀧本委員： そうなのです。収入に換算されてしまうことは分かりますが、そうではなくて。例えば、先ほど寺子屋の子ども食堂の話が出ていましたが、現金支給でなくて、町でこれだけのお金を使えることでいくと、経済的な支援としての食事の確保などに予算を使う。申請しなくても誰でも来られる。そういう組織、場所を作っていくことも経済的支援としてやれることはあるのではないかと思います。確かに、一律でお金を配った方が分かりやすくいいのですが、経済的支援は「何に困っているのか」を考えた時にご飯を食べられない子もいるという事実もあるわけだから、そういうところを町

として誰でも食べられるように。よく、東京の学校で朝食を出している所もあるではないですか。そういう事例もあるわけで、そういうところにお金を出していくことも1つ考えていけるのではないかと思います。今回はいいですけど。

青木係長： ありがとうございます。

瀬瀬教育長： ありがとうございます。今後、何か事例など、できるものであれば。参考になりました。他にいかがでしょうか。

松野委員： はい。

瀬瀬教育長： はい。

松野委員： 単純に、何故中学生なのか。義務教育で考えると小中ではないですか。「小学校は給食費を無料にしますよ。中学生もそれに相当するものを交付しますよ」となっていて、何故中学校だけなのか、簡単な疑問が出てきませんか。どうですか。

青木係長： はい。こちらの36,000円の中には、今年4月からデリバリー弁当が始まります。1食600円という価格帯は、やはり保護者としては「ちょっと高い」と意識されている方も結構いらっしゃると思いますので、この金額を活用してデリバリー弁当もぜひ活用していただきたいというところと、小学校には町の方で給食費の補助も一部させていただいているのですが、来年度に関しては物価高騰の値上がり分に関しても、今年よりも少し多く計上させていただいております。小学生に対しては給食費の補助をすでに行っておりますので、今回は中学生の方にと考えております。

松野委員： 言い換えると、給食費分を「中学生の分を補助します」というイメージですか。

瀬瀬教育長： そうですね。

松野委員： 時言が限られていますからね。来年度、6年度以降のコロナ関係のものがあるかどうかは分かりませんか。

瀬瀬教育長： そうですね。給食が始まるまでの間の補助の体制は取っていききたいと思います。他はいいでしょうか。それでは（6）について賛成の方は挙手をもってお願いをいたします。

委員： （挙手）

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。（6）中学生の世帯支援交付金支給要綱については

原案のとおりと決定いたしました。

では続きまして、(7)に移ります。真鶴町教育委員会個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

青木係長： はい。資料6をお手元にご用意ください。こちらは個人情報保護法の改正に伴い、規則を制定するものになります。『真鶴町教育委員会個人情報の保護に関する法律等施行規則』。趣旨としまして第1条。この規則は、真鶴町教育委員会（次条において「委員会」という。）が保有する個人情報について、個人情報の保護に関する法律（次条において「法」という。）及び真鶴町個人情報の保護に関する法律施行条例（次条において「法施行条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。準用としまして第2条。委員会が保有する個人情報に係る法及び法施行条例の施行については、真鶴町個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年真鶴町規則第〇号）。こちらはまだ総務防災課の方で号数が決まっておきませんので、〇とさせていただきます。こちらの規定の例によります。附則として施行期日、第1条。この規則は、令和5年4月1日から施行する。真鶴町教育委員会が保有する個人情報に係る真鶴町個人情報保護条例施行規則の廃止として第2条。真鶴町教育委員会が保有する個人情報に係る真鶴町個人情報保護条例施行規則は、廃止する。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

瀬瀬教育長： はい。なかなか難しいですね。短い文字でも非常に難しいですが、何かご意見ご質問があればお願いいたします。

瀧本委員： 理解の仕方としては、町としての「個人情報の保護に関する規則」が今回変わったので、それに準じて教育委員会も変わるという、ざっくりとした理解でいいですか。

青木係長： 国の法律が変わったので、それに伴って真鶴町教育委員会の条例規則も変わったということです。国の法律からです。

瀧本委員： 国からですか。

青木係長： はい。

瀧本委員： 分かりました。

瀬瀬教育長： 他にいかがでしょうか。よろしいですか。それでは(7)個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定について、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

委員： (挙手)

瀬瀬教育長： いいですか。ありがとうございます。読めば読むほど混乱してくるものですが、青木係長にこの後もしっかり見ていただいて。よろしくお願いします。

それでは最後、(8) 真鶴町立小・中学校教職員及び真鶴町教育委員会関係人事について。(8) については人事関係になりますので、非公開という形を取らせていただきたいと思います。委員の皆さんよろしいでしょうか。

全委員： はい。

瀬瀬教育長： では非公開で進めていきたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

(非公開)

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。何かご質問等ございますでしょうか。それでは特にご意見等無いようですので(8) 真鶴町立小・中学校教職員及び真鶴町教育委員会関係人事について、賛成の方は挙手をもってお願いをいたします。

委員： (挙手)

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。原案のとおり決定いたしました。では非公開を解きたいと思います。それでは協議事項について予定されていたものは以上ですが、他に事務局から何かございますか。いいでしょうか。委員の皆さんよろしいでしょうか。

では、報告事項に入りたいと思います。学校教育、社会教育の順に資料を使ってお願いいたします。

小野課長： では、私から学校教育を主に説明いたします。3月の事業計画をご覧ください。8日、中学校卒業式。無事に全員出席で行われました。18日土曜日は幼稚園の卒園式。22日が小学校の卒業式で、全て終わりました。24日に幼小中の修了式と離任任式が行われ、今年度の幼小中は全て終了となりました。

では裏面をお願いいたします。4月の事業計画です。1日土曜日となりますが、転任採用等教職員辞令交付式。教育委員の皆様、ご都合がよろしければご出席の方お願いいたします。4日火曜日、学校安全に関する資質向上研修。年度初めということで中学校を行います。6日が小・中学校の入学式と1学期始業式。本来、管理運営規則上は5日と定められていますが、1日、2日が土曜日、日曜日にかかるので、学校と協議した中で1日遅らせてスムーズに学校を始めるために6日に行います。7日、幼稚園入園式・始業式。こちらは通常どおりとなります。11日、学校安全に関する資質向上研修の小学校。12日が校長会。24日月曜日が教育委員会定例会。27日、学校安全に関する資質向上研修の幼稚園です。28日が幼保小中合同引き渡し訓練で、例年、ゴールデンウィーク前後に確認をいたしておりましたが、午後に発災したことを想定した保護者による引き渡し訓練を実施する予定であります。また、備考欄1行目、不

祥事防止研修会。年度当初、新任臨任職員や会計年度任用職員に対して、教育委員会で学校教育指導員の方が不祥事防止研修を行ってまいります。説明は以上です。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。では続いてお願いします。

大竹係長： はい。それでは生涯学習・社会教育関係です。3月です。3日に自治会教育体育部会・生涯学習実践委員打合せを行い、成人学級の今年度の総括と次年度のテーマなどを協議いたしました。この2年間は年間2講座でしたが、次年度はコロナ禍以前に行っていた4講座を開催することに決定いたしております。また、令和元年度まで行っていた社会見学も実施することを確認いたしました。11日には神奈川大学の学生達の協力を得まして、e-sports ミニ大会を開催いたしました。参加者は7名に留まりましたが、参加児童はゲームをとおして会話を楽しんでいました。保護者の方々にも見学していただき、終了後は協力してもらった学生宛に感謝のお手紙もいただきました。学生からも「これで終わりではなく、真鶴で2回3回と大会を開催したい。」と申し入れもあり、次年度以降も開催していきたいと考えております。17日には学校体育施設開放利用団体・社会体育施設利用団体説明会を開催し、各施設の利用条件などを団体の皆様に確認していただきました。20日には真鶴半島駅伝競走大会実行委員会を開催し、次年度の方向性を協議いたしました。現段階では、「人員配置などの関係から開催は難しい」と考えられますが、新年度の早い段階から記録などの部会を立ち上げて、この大会の振り返りや課題等について協議をし、その結果を実行委員会に諮り、開催の可否について判断をすることといたしました。25日には土曜教室運営委員会を開催いたしまして、次年度の活動方針などを協議いたしました。28日、明日ですが、自治会教育体育部会・体育部長会打合せを行いまして、次年度の町民運動会の実施形態などについて協議する予定です。美術館事業といたしましては、11日と25日にギャラリートークを開催し、それぞれ8名と4名の参加がございました。記載はございませんが、3月28日から4月2日までコミュニティ真鶴で、地方創生事業の美術館・博物館連携事業や、美術館・公民館連携事業で参加者が制作した作品を展示する『イノチノタネ展』を開催いたします。博物館事業としましては、5日に海さんぽ『三ツ石海岸ビーチコーミング』を開催し、27名の参加をいただきました。11日には大人向け磯の生物観察会を開催し、2名の参加がございました。19日には海さんぽ『お林散策』を開催し、19名の参加がございました。25日に開催予定の磯の生物観察会を内容とした海のミュージアムは、天候不良のため中止といたしました。

裏面をお願いいたします。4月については、14日に文化団体連盟ホームページ作成委員会を開催し、団体のホームページ開設に向けた動きがスタートいたします。18日には放課後子どもいきいきクラブ運営委員会を開催し、次年度の活動方針などを協議いたします。27日には自治会教育体育部会・生涯学習実践委員打合せを行い、次年度の前期成人学級の内容などを協議いたします。図書館事業としましては、15日にはおはなし会を開催。博物館事業としては19日に、まなづる小学校5年生を対象とした海の学校を開催いたします。以上でございます。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。何かご質問等あるでしょうか。

草柳委員： はい。

瀬瀬教育長： はい。お願いします。

草柳委員： 3月25日のギャラリートークに参加させていただいて、22名ほど。

大竹係長： そんなにですか。すみません。失礼しました。

草柳委員： 定員10名のところが、22名。私も含めてなのですが。

大竹係長： 何で4名にしたのか。すみません。失礼いたしました。訂正をいたします。

草柳委員： 加藤学芸員が歯切れよい説明がとても分かりやすく、とても良かったです。

大竹係長： ありがとうございます。

草柳委員： 人事の関係でとても残念でなりませんが、新採用で学芸員が。

大竹係長： はい。現状ですが、7月1日に採用予定で4月の広報に募集の記事を掲載する予定です。

瀬瀬教育長： そうですか。4、5、6と3か月は学芸員がいない状態で事務職と、あとはサポーターの人たちのお手伝いをいただきながら何とかしのいでいくと。

松野委員： 中川一政。今度、東京で美術展やりますものね。

瀬瀬教育長： 他いかがですか。よろしいでしょうか。他に報告事項、事務局から何かありますか。はい。お願いします。

青木係長： はい。2点、ご報告とご相談がございまして。まず1点目ですが、『令和5年度西湘地区教育委員会連合会総会』の日程が決定しましたのでお知らせします。令和5年5月23日土曜日午後2時から。まだ場所等詳細は来ておりませんので、また連絡が入り次第、すぐに情報を提供させていただきます。

もう1つですが、ご相談があります。教育委員会定例会の日程の件なのですが、本日、瀧本委員からご相談がありまして、12月定例会の日程の変更が可能かどうかご相談させてください。現在、12月25日月曜日を予定していますが、その1週間前の18

日月曜日に開催を変更したいと思っています。皆様のご都合はいかがでしょうか。大丈夫ですか。

委員： 大丈夫です。

瀬瀬教育長： 12月18日の月曜日。

青木係長： はい。12月は第3週目の月曜日、18日とさせていただきます。ありがとうございます。

瀬瀬教育長： よろしいですか。他に事務局からございますか。
無ければこれで全ての案件が終わりましたので、これをもちまして3月の教育委員会定例会を終わりにします。1年間どうもありがとうございました。

全委員： ありがとうございました。